

## 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学倫理規程

平成16年4月1日

規程第 54 号

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

### (倫理行動規準)

第2条 役員及び職員は、本学の役員及び職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 役員及び職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 役員及び職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの所属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 役員及び職員は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び本学の諸規程により与えられた権限の行使にあたっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- (4) 役員及び職員は、職務の遂行にあたっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 役員及び職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

### (事業者等)

第3条 この規程において、事業者等とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

### (利害関係者)

第4条 この規程において、利害関係者とは、役員及び職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、役員及び職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者を除く。

- (1) 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
  - (2) 共同研究及び受託研究の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
  - (3) 入学試験における合格者の決定に係る事務 奈良先端科学技術大学院大学への入学を志願する者及びその関係者
  - (4) 学生等の懲戒処分決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生
  - (5) 修了認定及び学位論文審査にかかる事務 当該認定及び審査を受ける対象となる学生
  - (6) 職員として採用する者の決定に係る事務 本学に職員として採用を希望する者及びその関係者
- 2 前項の規定の適用については、役員は当該各項の事務に従事しているものとみなす。
- 3 役員及び職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役員及び職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役員及び職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役員及び職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった役員及び職員の利害関係者であるものとみなす。
- 4 他の役員及び職員の利害関係者が、役員及び職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役員及び職員に行使させることにより自己の利益を図るためその役員及び職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役員及び職員の利害関係者は、その役員及び職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(禁止行為)

第5条 役員及び職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受け

ること。

- (5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
  - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
  - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
  - (8) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
  - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員及び職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
  - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
  - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
  - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。)
  - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
  - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
  - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役員及び職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役員及び職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第6条 役員及び職員は、私的な関係（役員及び職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の

状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役員及び職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第7条 役員及び職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 役員及び職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第8条 役員及び職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- （1）本学が支出する費用をもって作成される書籍等
- （2）作成数の過半数を本学において買い入れる書籍等

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第9条 役員及び職員は、本学の他の職員の第5条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 役員及び職員は、学長その他本学において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは本学の他の職員が本学諸規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 学長及び役員並びに国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成16年規程第56号）第13条に基づく管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督者が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が本学諸規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるとき

は、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第10条 役員及び職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、飲食届出書(別記様式第1)により、あらかじめ倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第11条 役員及び職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、講演等許可申請書(別記様式第2)により、あらかじめ倫理監督者の許可を得なければならない。

- 2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役員及び職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を許可しないものとする

(倫理監督者への相談)

第12条 役員及び職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第13条 役員及び管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と役員及び職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬としての支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員及び管理職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を

超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下、「四半期」という。)ごとに、別に定める贈与等報告書(別記様式第3)を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、学長に提出しなければならない。

2 前項の報酬とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、教育職員が自己の教育研究成果に基づいて行う講演等に係る報酬を除く。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、役員及び職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

(株取引等の報告)

第14条 役員(非常勤を除く。)は、前年において行った株券等(株券、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。)の取得又は譲渡(役員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。)について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書(別記様式第4)を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、学長に提出しなければならない。

(所得等の報告)

第15条 役員(前年1年間を通じて常勤であったものに限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書(別記様式第5)を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、学長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。)

ロ 各種所得の金額(退職所得の金額(所得税法第30条第2項の規定する退職所得の金額をいう。)及び山林所得の金額(同法第32条第3項に規定する山林所得の金額をいう。))を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条に規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

- 2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第1号イ又はロに掲げる金額100万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

（報告書の保存及び閲覧）

第16条 前3条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等を受理した学長は、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、学長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書のうち報酬の価額が一件につき2万円を超える部分について閲覧を請求することができる。
- 3 前項の贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 第2項の贈与等報告書の閲覧は、学長が指定する場所でこれをしなければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、贈与報告書の閲覧に関し必要な事項は、学長がこれを定める。

（学長の責務等）

第17条 学長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存、並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役員及び職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
  - (2) 役員及び職員がこの規程に違反する違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
  - (3) 役員及び職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
  - (4) 研修その他の施策により、役員及び職員の倫理感の醸成、保持に努めること。
- 2 学長は、役員及び職員にこの規程に規定する業務の一部を行わせることができる。

（倫理監督者）

第18条 役員及び職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

- 2 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有

する。

- (1) 役員及び職員からの第6条第2項又は第12条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
  - (2) 役員及び職員からの第11条の申請を適当と認めた場合に、許可を行うこと。
  - (3) 役員及び職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役員及び職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 3 倫理監督者は、学長とする。
  - 4 倫理監督者は、役員及び職員にこの規程に規定する職務の一部を行わせることができる。

(役員及び職員がこの規程に違反した場合の対処等)

- 第19条 役員及び職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるとき又は違反する行為を行った疑いがあると認められるときには、倫理監督者は、当該職員から事情を聴取するなどの必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の調査により、当該職員にこの規程に違反する行為があったと認められる場合には、学長はその違反の程度に応じ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成17年規則第1号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則（平成16年規則第3号）又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則（平成29年規則第1号）の規定に基づく懲戒処分を行うものとする。ただし、役員及び職員が第6条第2項又は第12条の規定に基づいて倫理監督者に相談し、その指導又は助言に従って行った行為が違反行為に該当するときは当該職員に対し懲戒処分を行わないことができる。
  - 3 前々項の調査により、当該役員にこの規程に違反する行為があったと認められる場合には、学長は必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

- 第20条 この規程の定めるもののほか、倫理に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員倫理規程（以下「倫理規程」とい



- う。) 第19条第2項の規定については、平成17年4月1日から適用する。
- 2 改正後の倫理規程第13条第2項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けた報酬について適用し、施行日前に支払を受けた報酬については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、改正後の倫理規程は、施行日以後にする行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式第1（第10条関係）

（元号） 年 月 日

飲食届出書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

（所属）

（役職）

（氏名）

印

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学倫理規程第10条の規定に基づき、下記のとおり利害関係者と共に飲食をすることを届け出ます。

記

飲食の目的及び必要性	
飲食の日時及び場所	
共に飲食をする利害関係者の所属、氏名、役職及び人数	
同席する利害関係者以外の者の所属、氏名、役職及び人数	
自己の負担する費用	
その他必要事項	

別記様式第2（第11条関係）

(元号) 年 月 日 講演等許可申請書	
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿	
所 属..... 職 名..... 氏 名..... 印	
下記について、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学倫理規程第11条の規定に基づき、講演等の許可を申請します。	
1 日 時	(元号) 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
2 場 所	
3 住 所	
4 講演等の内容	
5 利害関係者の所属、氏名及び役職	所属 氏名 役職
6 報酬の額	円
7 その他必要な事項	
上記の申請を許可する。 (元号) 年 月 日  (許可する場合) ただし、上記の申請の内容が変更された場合は、改めて申請を行うこと。  国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長      ○ ○ ○ ○ 印	

別記様式第3（第13条関係）

（元号） 年 月 日提出

贈与等報告書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

（所属）

（役職）

（氏名）

印

贈与等又は報酬の支払を受けた年月日	年 月 日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	<input type="checkbox"/> 会合等への出席 （会合名、内容等： ） <input type="checkbox"/> 著述 （著作物の名称、著述内容等： ） <input type="checkbox"/> 講演 （講演の題目・内容、年月日、場所等： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
贈与等又は報酬の内容	<input type="checkbox"/> 金銭 （ <input type="checkbox"/> 原稿料 <input type="checkbox"/> 印税 <input type="checkbox"/> 講演料 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 金銭以外（内容： ）
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	円 （講演等の時間数又は原稿枚数(400字詰原稿用紙)： ）
上欄に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	<input type="checkbox"/> 販売業者への販売価格の照会に対する回答による価額 <input type="checkbox"/> カタログに記載された価格に基づく価額 <input type="checkbox"/> 主催者側に総額を確認し、出席者数で等分した価額 <input type="checkbox"/> 店側へ総額を確認し、出席者数で等分した価額 <input type="checkbox"/> その他（ ）
供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業	場所の名称： 住所： <input type="checkbox"/> 多数の者が居合わせた立食パーティー等の場合 人数（概数）： 名 <input type="checkbox"/> その他の場合 人数： 名 職業：
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	事業者等の名称： 事業者等の住所：
役職員が事業者等の利益のために贈与等を行った場合にあっては、当該役職員の役職又は地位及び氏名（複数であるときは、代表する者の役職又は地位及び氏名を記載）	役職員の役職又は地位： 役職員の氏名：
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と役職員の職務との関係	<input type="checkbox"/> 職務との関係： <input type="checkbox"/> 利害関係あり→ <input type="checkbox"/> 講演等の場合、事前に倫理監督者の承認あり <input type="checkbox"/> 利害関係なし

（注） 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚記入する。

別記様式第4（第14条関係）

（元号） 年 月 日提出

株取引等報告書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

（役職）

（氏名）

印

	年 月 日	株券等の種類	銘 柄	数	対価の額
所 得					
譲 渡					

（注）「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利）の別を記載する。

別記様式第5（第15条関係）

（元号） 年 月 日提出  
所得等報告書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

（役職）

（氏名）

印

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得		
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
分離課税	一時所得		
	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	事業 株式等の 譲渡 所得 雑		
	山林所得		

贈与税の課税価格	
----------	--

（注）「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。